

適正処理で

環境保全をサポートします

廃油、廃試薬、検査廃液の適正処分から再資源化まで

環境保全のパートナー

**MARUSAWA**

**株式会社マルサワ**



## 会社概要

会 社 名 株式会社マルサワ  
 〒441-3211  
 本社所在地 愛知県豊橋市伊古部町字栗沢子41番地  
 〒421-1215  
 静岡営業所 静岡県静岡市葵区羽鳥5丁目7-43-101  
 設 立 昭和38年5月  
 代表取締役 大熊 周三  
 資 本 金 6,500万円  
 社 員 数 18名

### 事業内容

- 産業廃棄物収集運搬業
- 特別清掃事業(産業廃棄物収集運搬業)
- 資源再生業
- 資源再生設備の導入運営
- 輸送機器産業(建設業)
- 水質検査業
- 廃試薬、検査廃液等の適正処分
- 廃棄物の成分分析
- 石油製品等の性状測定と成分分析

### 業務経歴

昭和 38 年 5 月 株式会社マルサワ設立  
 平成 5 年 10 月 特別清掃事業(産業廃棄物収集運搬業)取得  
 平成 6 年 3 月 産業廃棄物処分業許可取得  
 平成 6 年 4 月 現在の住所に移転  
 平成 9 年 1 月 SK-50型焼却炉設置  
 平成 13 年 8 月 代表取締役 大熊周三 就任  
 平成 17 年 6 月 ISO14001:2004 取得  
 平成 20 年 11 月 静岡営業所設立



## 産業廃棄物の処理の流れ

CHECK

A

### Step 1 : お問い合わせ

当社ホームページから所定の「不要薬品処理希望リスト」をダウンロードし、リストをご記入後、当社にE-mail又はFAXしていただきます。また必要に応じ、現地訪問および確認を行います。



### Step 2 : 検討

リストを参考に処理が可能か判断し、処理先・方法を検討、廃棄物の種類から以下の結果をまとめます。

- ・事前協議等の申請の有無
- ・各処理場へ受入態勢確認
- ・お見積書の作成

表面参照



CHECK

A

### 分析センター設備概要

マルサワは、事前に廃棄物の成分を分析することで処理の安全性を確認します。また、工場排水の水質検査などを迅速かつ定期的に行い、公害発生を未然に防ぐために分析センターを拡充いたしました。マルサワは今後も引き続き適切な処理と公害防止に努めてまいります。



CHECK

B

### 収集運搬に関する注意事項

- スプレー缶や小容量容器（ビン・缶等）の状態での引取が可能です。ドラム缶や別容器に廃液を移し替える必要はありません。

OK



※移し替えをご希望の際は、弊社より空容器を貸与いたします。

- 廃液引取の際は以下の項目を注意・遵守して下さい。

- ①容器には廃液の種類・排出事業者名を明記する。
- ②容器一杯に廃液を投入すると、運搬中に漏洩・流出の危険があるため、必ず空間を確保する。
- ③容器・キャップ類の破損は運搬中の漏洩・流出事故を招く危険性が高いため、引取りをお断りする場合があります。

### Step 3 : ご報告

当社からの検討結果を持参またはFAX・郵送にてご報告いたします。  
また、廃棄物の種類や数量に応じて分類・分別方法を提案させていただきます。



### Step 4 : ご契約

ご検討の結果、受注をいただきましたら、必要書類を作成し業務委託契約を締結します。

- ・産業廃棄物処理委託契約書の作成
- ・事前協議の申請手続き（県外処理となる場合）



### Step 5 : 回収

当社収集運搬車両にて廃棄物を引取回収いたします。

- ・運搬中の事故防止措置の必要性の確認
- ・お見積書との照合及び数量チェック
- ・マニフェストの発行・交付

表面参照



### Step 6 : 処理

各処理場（中間処理）へ搬入します。その後、処理完了を証明するマニフェストがお客様へ返却されます。

- ・各種リサイクル処理
- ・焼却・中和処理等
- ・その他適正処理

表面参照

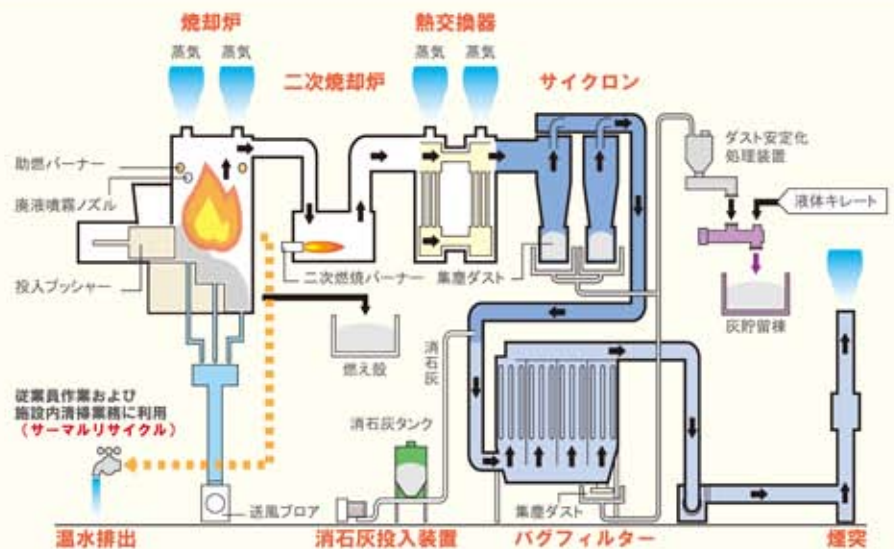


### CHECK

## C 焼却設備の概要

マルサワの焼却施設は、約3t/時間の廃棄物を焼却処理することができます。  
火格子構造の焼却炉で、廃油等の液体廃棄物を噴霧焼却できる構造になっており、液体から固体までの処理が可能です。  
またこの焼却炉は平成26年3月の豊橋市測定で、0.0088ng-TEQ/m<sup>3</sup>の結果を得、法基準値（※）をクリアしています。

※排ガス中のダイオキシン類濃度法基準値：5ng-TEQ/m<sup>3</sup>



### CHECK

## C 廃試薬・検査廃液の取扱

弊社では、自社中間処理施設にて確実に処理できないものは、多くの処理場との提携による様々な廃液処理を可能としております。  
他の処理業者で断られた処理困難物に関してもお気軽にご相談下さい（状況によりサンプル等をいただく場合があります）。

### ■取扱の一例

有機系廃液	一般廃液(可燃性)	メタノール等アルコール類、アセトン・ヘキサン等一般有機溶媒 等
	一般廃液(難燃性)	可燃性有機廃液 + 水(40%以上)の含水廃液、有機酸 等
	塩素系廃液	クロロホルム、トリクロロ酢酸 等
	有害塩素系廃液	四塩化炭素、ジクロロメタン、トリクロロエチレン 等
無機系廃液	廃油・塗料・樹脂類	鉱物油、動植物油類、インク、接着剤、染料 等
	廃酸	硫酸、塩酸、硝酸類の酸性廃液 等
	廃アルカリ	苛性ソーダ、苛性カリ、アンモニア水等のアルカリ性廃液 等
	一般重金属廃液	Cu、Zn、Mn、Co、Ni、Fe、Sn 等
	有害重金属廃液	Cd、Cr、Pb 等
その他	処理困難物	水銀系廃液、シアン系廃液、砒素・セレン系廃液、フッ素系廃液 等
		不明品、ホルマリン標本、廃試薬、その他工業薬品類 等



主要な分析装置

分析項目	分析装置			
成分分析	①赤外吸収スペクトル分析装置	②ガスクロマトグラフ	③水分測定(蒸留法)装置	
元素分析	①誘導結合プラズマ(ICP)発光分析装置 ②蛍光X線型硫黄分析装置			
物性測定	①pHメーター	②密度計	③引火点測定装置	④動粘度測定装置
	⑤流動点測定装置	⑥常圧蒸留装置	⑦中和価測定装置	⑧CODおよびBOD測定装置
	⑨ガソリン・ガム分測定装置	⑩残留炭素分測定装置		

業務許可一覧

業種	処分業		収集運搬業	
許可番号(産廃)	09620007590		02300007590	02201007590
許可番号(特管)	09670007590		02350007590	02251007590
産業廃棄物	豊橋市	豊橋市	愛知県	静岡県
汚泥	14.86m <sup>3</sup> /日		○	○
廃油	6.2985m <sup>3</sup> /日		○	○
廃酸	2.28m <sup>3</sup> /日		○	○
廃アルカリ	2.28m <sup>3</sup> /日		○	○
廃プラスチック類	13.92t/日		○	○
紙くず	22.0t/日		○	
木くず	22.0t/日		○	
繊維くず	22.0t/日		○	
動植物性残さ	10.59t/日		○	
金属くず	13.92t/日		○	○
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	13.92t/日		○	○
特別管理産業廃棄物	豊橋市	豊橋市	愛知県	静岡県
引火性廃油		6.2985m <sup>3</sup> /日	○	○
腐食性廃酸		0.3m <sup>3</sup> /日	○	○
腐食性廃アルカリ		0.3m <sup>3</sup> /日	○	○
特定有害廃油		6.2985m <sup>3</sup> /日	○	○
特定有害汚泥		14.86m <sup>3</sup> /日	○	○
特定有害廃酸		2.28m <sup>3</sup> /日	○	○
特定有害廃アルカリ		2.28m <sup>3</sup> /日	○	○
感染性産業廃棄物		13.92t/日	○	○

施設所在地



**MARUSAWA**  
株式会社マルサワ

本 社 〒441-3211 豊橋市伊古部町字東荒子41番地  
TEL: 0532-44-9011 FAX: 21-3406  
静岡営業所 〒421-1215 静岡市葵区羽鳥5丁目7-43-101  
TEL: 054-278-3458 FAX: 278-3457  
MAIL: info@marusawa-kk.co.jp URL: http://www.marusawa-kk.co.jp